

県有施設のあり方に関する基本方針

以下の方針に従って、県有施設（公共建築物）の総量適正化を図る。

Ⅰ 基本原則

以下の方針に従い、選択と集中の徹底により、所有資産を着実に減らすことを原則とする。ただし、施設の廃止や縮小に伴う機能の代替案や移転計画については、住民サービスの水準をできる限り維持するため、地域特性やニーズに応じて柔軟に対応する。

(1) 現有施設の方針

ア 現有施設のあり方を検討する際の方針は、廃止、縮小、集約に限定し、次の考え方を基本として建物及び行政機能・行政サービス別にあり方の方向性を定める。

① 廃止

- ・所期の目的を達したものの、または特定の者が継続的に便益を受けているものは、原則廃止する
- ・施設の廃止に伴い、必要な機能・サービスは他施設へ移転・集約
- ・廃止後の施設は売却、転用など地域ニーズを踏まえて検討

② 縮小

- ・施設が提供する行政機能・サービスを精査し、必要最小限の面積に縮小
- ・縮小に伴い、空きスペースは他機関を入居させるなど有効活用
- ・現有延床面積から原則 20%以上削減する

③ 集約

- ・地域性を考慮した上で、他所へ移転後もほぼ同等な行政機能・サービスが提供可能な施設は集約
- ・集約に伴い、不要となった土地、建物は売却、市町へ移譲など有効活用
- ・民間や他自治体施設と代替性のある類似機能・サービスは集約・複合化

イ 延床面積の増加が避けられない場合は、当該部局が所管する他施設を廃止・縮小するなどして、合わせて延床面積を 20%以上減らすことを原則とする。

(2) 新設の方針

今後計画する新規施設については、次の考え方を基本とする。

ア 総延床面積の抑制

新設により増加する延床面積に対し、計画的に他施設を廃止・縮小するなどして、新設後の総延床面積を現状より増やさないと原則とする。

イ 維持管理費の縮減徹底

ライフサイクルコストを施設の計画段階から検討し、将来の負担軽減を目指した省エネルギー形の機器や、長寿命化を意識した構造、部材を選定する。

ウ 市町や民間施設との複合化の検討

地域住民の利便性や行政サービスの質を確保するため、既存施設の統廃合や再編を通じて施設の集約・複合化について検討し、全体最適化を図る。

2 施設類型別基本方針

以下の施設類型ごとの基本方針に基づき、施設のあり方を検討するものとする。

その際、「研修施設」「貸館施設」「県営住宅」「職員住宅」は、代替性の観点から施設保有の優先順位は低いことから、その必要性を十分検証する。

(1) 庁舎等

- ・行政サービス提供のあり方や働き方等を検討する中で、必要な機能等を検討する。
- ・本庁舎及び総合庁舎については、財政健全化が順調に進捗した段階で、外部を含めた本格的な検討に着手する。

(2) 研究施設

- ・産業は民間主導との考えの下、行政としての機能の必要性や代替性、優先度を精査するとともに、職員数の減少、県民の利用実績等を踏まえ、各研究機関の再配置（統廃合）を検討する。

(3) 研修施設

- ・DX化など、今後の研修の運用方法を整理し、縮小・集約を検討する。

(4) 集客施設

- ・維持管理費縮減等のため、コンセッションなどの民間活力導入を検討する。
- ・同種施設が複数ある場合は、地域バランス等を考慮し、集約を検討する。
- ・県単独所有の観光施設は、必要性を判断し、市町や民間への移管・売却又は廃止を検討する。

(5) 貸館施設

- ・所期の目的を達成し、利用率が低い貸館施設は廃止し、必要最小限とする。
- ・非代替性や地域振興等の必要性がある場合は、市町や民間への移管を検討する。

(6) 福祉施設

- ・法的位置付け、県と市町や民間との役割分担等を勘案し、必要性を検討する。

(7) 社会教育施設

- ・青少年育成施策のあり方や地域バランス、利用実績等を考慮し、適正配置を検討する。

(8) 教育施設（知事部局）

- ・県民ニーズを踏まえ、県が担うべき機能や教育環境確保の観点から、必要性を検討する。

(9) 警察施設

- ・県民の安全・安心の確保、効率的配置の視点により、移転・集約を含め検討する。

(10) 学校教育施設

- ・生徒数の減少と社会ニーズに応じた教育内容・教育の質の観点から、高等学校等の適正配置（統廃合）を計画的に実施する。

(11) 県営住宅

- ・県営住宅再生計画に基づき、管理戸数を人口及び世帯数の減少に沿って削減する。
- ・住宅困窮者に適切に県営住宅を供給するとともに、PFI 事業による民間活用も推進する。

(12) 職員住宅

- ・職員住宅管理計画等に基づき、県の業務遂行に不可欠な住宅を除き段階的に廃止する。